



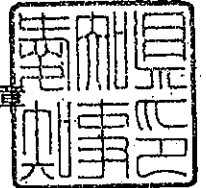
26 自環第 488-2 号

平成 27 年 1 月 15 日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章



特定鳥獣保護管理計画の変更について（諮問）

このことについて、下記第二種特定鳥獣管理計画（変更）（案）を作成しました。
つきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
第 7 条第 8 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、貴審議会の意見を求
めます。

記

- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（変更）（イノシシ）（案）
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（変更）（ニホンジカ）（案）
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（変更）（ニホンザル）（案）
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（変更）（カモシカ）（案）

連絡先 環境部自然環境課

野生生物・鳥獣グループ

電 話 052-954-6230（ダイヤルイン）

F A X 052-963-3526

(説明)

平成26年5月30日に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が公布され、この法律は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「改正法」という。)として、平成27年5月29日に施行されます。

第二種特定鳥獣管理計画(以下「特定計画」という。)は、各都道府県においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認める場合に、当該鳥獣の管理を実施するための計画で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「改正法」という。)第7条の2第1項の規定により、鳥獣保護管理事業計画に則して、都道府県知事が作成するものです。

本県では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びカモシカの生息数増加から農林業被害等が深刻な状況であるため、この4獣について特定鳥獣保護管理計画を策定し、管理を実施してきました。

現行の特定鳥獣保護管理計画は、改正法の施行日である平成27年5月29日に効力を失うため、改正法に則した特定計画に変更し、継続して管理を行う必要があります。

については、別添のとおり変更したいので、貴審議会の意見を伺うものです。